

可児市環境基本計画改定版(案)

【概要版】

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

～共に考え、行動する、環境に気づかう

市民文化が息づく都市の創造～

可 児 市

第1章 計画の基本的な考え方

■環境基本計画改定の背景と趣旨

「可児市環境基本計画」は、平成11年（1999年）9月に制定された「可児市環境基本条例」第7条の規定に基づき、30年後の平成42年（2030年）を展望しながら、平成22年度（2010年度）までを計画期間として平成12年（2000年）3月に策定しました。（この時策定した計画を、以下「現計画」という。）

計画策定から11年が経過する中で、地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題の進行、環境省の「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安心安全な生活」の4つの重点施策の展開など環境を取り巻く社会動向の変化や市民、事業者の意識の変化に対応すべく、現計画の「基本理念」や「目指すべき環境像」を引き継ぎながら、現計画の検証評価をもとに改定を行いました。

■改定の主な着目点

現計画を改定する際に、以下の6つの着目点に留意しました。

①社会的な動向を適切に反映した計画

○環境を取り巻く近年の動向に加え、「環境と社会・経済システムの統合」といった新しい視点にも配慮しました。

②市民、事業者の各役割に応じた仕組みづくり

○計画推進を担う取組み主体（市民、事業者、行政）が、自らの考えや主体間との関係性を高めながら、実行と進行管理を適切に行っていく仕組みとしました。

③市民、事業者が中心となって進める「重点環境プロジェクト」の設定

○市民や事業者が中心となった環境活動へつなげるための足掛りとして、市域において最も重要である取組みを「重点環境プロジェクト」として設定しました。

④全市的な環境に対する意識向上の啓発につながる計画

○市民や事業者の環境に対する意識向上の啓発など、全市的に広く、環境についての関心を高めてもらえるような施策や取組みを検討しました。

⑤市民、事業者が自ら進捗状況をチェックできる体制の確立

○進捗状況が明確にできる数値指標を設定し、市民や事業者自らが取組みの進捗状況をチェックできる体制の確立を検討しました。

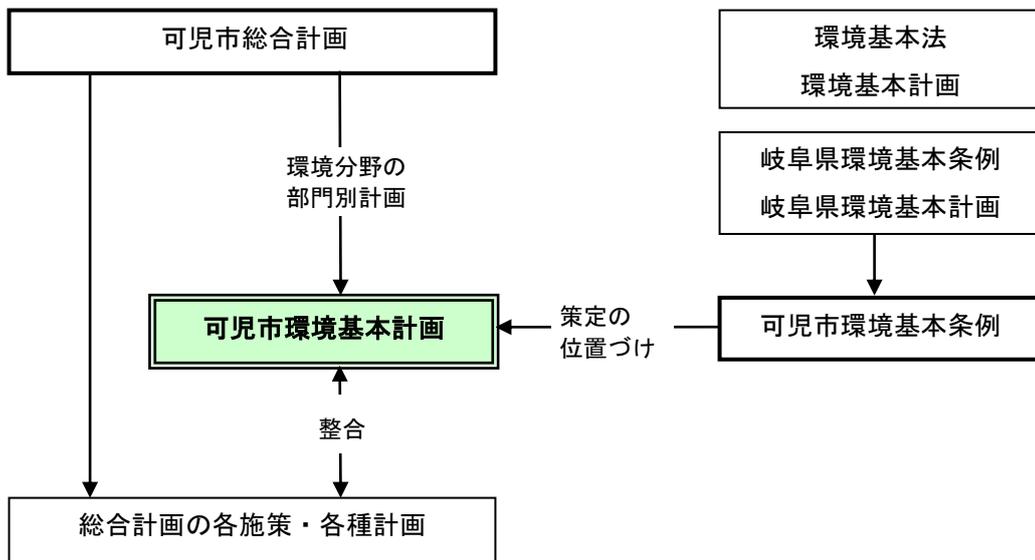
⑥「可児らしさ」を引き出すための計画

○市民や事業者が本市の有する環境に意識を向け、地域に愛着や誇りが持てる「可児らしさ」を引き出すための手法を取り入れました。

■計画の位置づけ

本計画は、可児市環境基本条例に基づく市の環境施策に関する基本計画として位置づけられるものです。

また、可児市総合計画の環境分野における部門別計画にあたり、総合計画における各種施策のうち環境に関する事項については、本計画との整合性を図りながら推進していきます。



■計画の目標年次

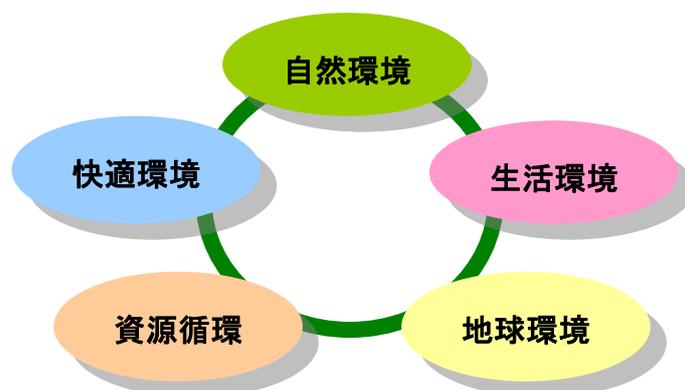
本計画は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 9 年間を計画対象期間とし、環境を取りまく諸情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行っていきます。

■計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本市の行政区域全体（87.60km²）とします。

■計画の対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。



■計画の構成

本計画は、以下のとおり5つの章から構成されています。

第1章 計画の基本的な考え方

改定における背景と趣旨、改定の主な着目点と、計画の基本的事項について示します。

第2章 環境像実現のための仕組みと展開

本市の目指すべき環境像と、実現のための展開方針について基本的な考え方を示します。

【目指すべき環境像】
将来世代につなぐ
環境文化都市・可児

【実現のための展開方針】
①人を育て、地域を育てる「仕組み」をつくります
②「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」を展開します

第3章 環境分野別の基本目標と主な施策

本市の地域資源を環境価値に高めていくため、環境分野毎に基本目標と基本方針を設定し、具体的な施策の展開について示します。

第4章 重点環境プロジェクト

各施策の推進における“けん引役”となる、最も重要な取り組みを「重点環境プロジェクト」として設定し、具体的な展開について示します。

【重点環境プロジェクト】
1 「2R」で家庭のごみのもとをなくすプロジェクト
2 里地里山を守り、活かすプロジェクト
3 地球にやさしい市民、事業者を応援するプロジェクト

第5章 推進体制と進行管理

本計画を今後推進していくための体制や計画の進行管理、計画の見直しなどについて示します。

第2章 環境像実現のための仕組みと展開

■ 目指すべき環境像 ※現計画から引き継ぐもの

今回の改定においても、目指すべき環境像は、現計画を踏襲し、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」とします。

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

～共に考え、行動する、環境に気づかう

市民文化が息づく都市の創造～
まち

市民一人ひとりが環境を正しく知り、考え、行動を積み重ねていく中で、環境と共生したライフスタイルが日常生活の中に溶け込み、やがてそれが当たり前となる。

そのようなさりげなく環境に気づかう“市民文化”をみんなで創っていくことを本計画では目指します。

そして、それによって自ずと立ちあらわれてくる市民生活の姿や都市環境の姿そのものを将来環境像として位置づけます。

■ 環境像実現のための展開方針 ※新しく設定するもの

目指すべき環境像を実現するためには、各種活動団体のネットワーク化、組織化、検証の体制などを構築する必要があります。そのためには、これからの10年、さらにその次の10年につながるような仕組みづくりが必要です。また、本市を取り巻く環境に愛着や誇りを持って関わられるよう、昨今の社会的な動向を背景にしながら、「環境と社会・経済システムの統合」といった新たな概念をいち早く取り込んだ可児独自の手法により「可児らしさ」を引き出す必要があります。

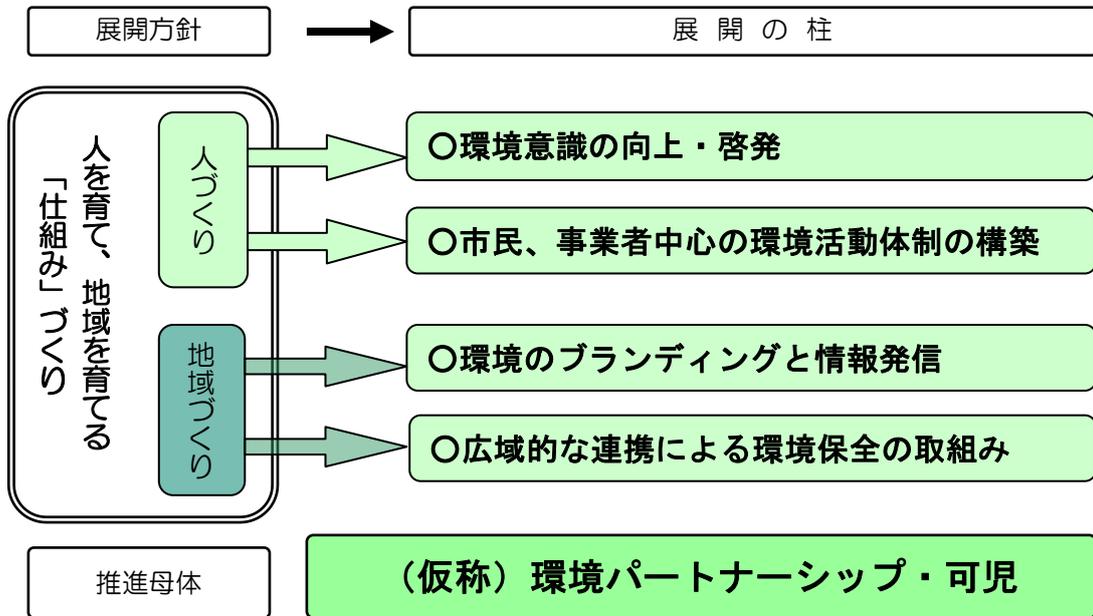
そこで、目指すべき環境像の実現のための展開方針を以下のように設定しました。

①人を育て、地域を育てる「仕組み」をつくります

②「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」を展開します

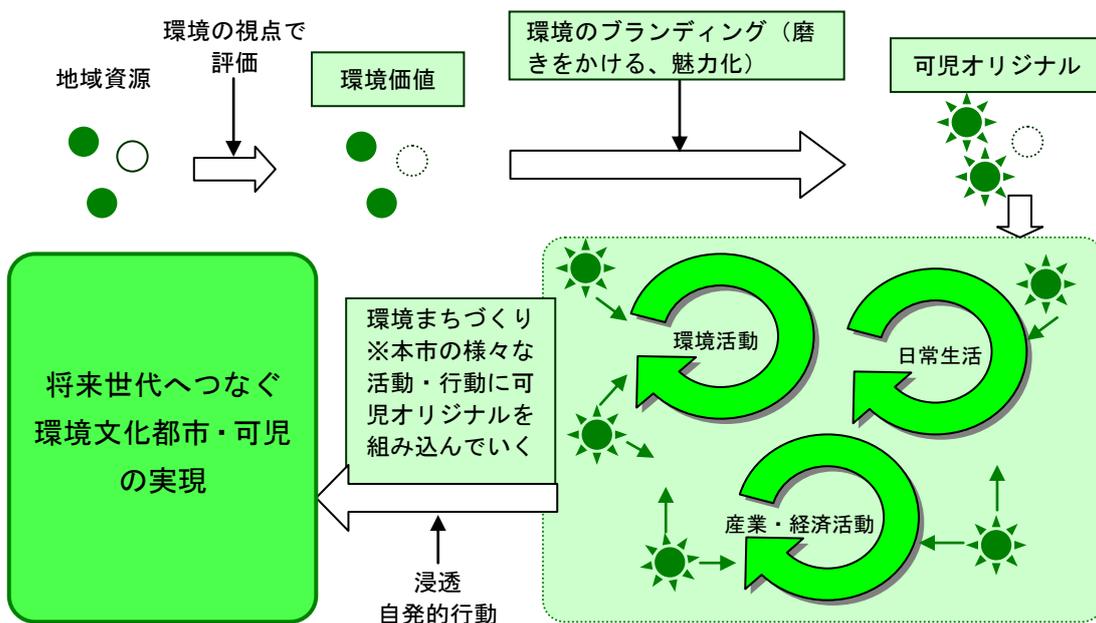
◆展開方針① 人を育て、地域を育てる「仕組み」づくり

環境意識の向上・啓発をはじめとする4つの“展開の柱”を実践することにより、市民、事業者、行政の連携と協働を促します。さらに、市民一人ひとりの取り組みや、地域、事業者の環境保全活動などを支える推進母体として、「(仮称)環境パートナーシップ・可児」の設立を目指します。



◆展開方針② 「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」

市民、事業者が、日常的に関わる環境保全活動や産業・経済活動などに可児独自の環境の魅力となるもの(可児オリジナル)を市の内外に発信しながら、「まちづくり」の中に組み込むことにより、目指すべき環境像の実現へとつなげていきます。



第3章 環境分野別の基本目標と主な施策

■1. 自然環境

◆基本目標

可児の身近な自然を次世代まで残します

市域に生息・生育する貴重な動植物だけでなく、身近な緑、いきものも可児の貴重な財産として、次世代の人々に残せるように守り、育てていきます。

(地域資源)

鳩吹山、木曽川・可児川、カタクリ群生地、ミカワバイケイソウ、シデコブシなど

◆基本方針

- 1-1 自然とのふれあいの充実
- 1-2 生物多様性の保全
- 1-3 里地里山の保全
- 1-4 自然環境を考慮した土地利用の推進

■2. 快適環境

◆基本目標

快適で住み続けたいまちをつくりたい

美しいふるさとの街並みなど、古くから受け継がれてきた歴史や文化を守りながら、自然を活かした交流空間や交流を促進するスムーズな移動手段のある、ずっと住んでいたいと思えるまちをつくりたい。

(地域資源)

長塚古墳、史跡泳宮、金山城跡、明智城址（長山城跡）、花フェスタ記念公園、可児川下流域自然公園、文化創造センター、コミュニティバスなど

◆基本方針

- 2-1 身近に親しめる自然の整備・活用
- 2-2 まちなかの緑の充実
- 2-3 歴史・文化的資源の保全・活用
- 2-4 良好な景観の保全・形成
- 2-5 環境に優しく安全・安心に寄与するインフラ整備

■3. 生活環境

◆基本目標

安全・安心な暮らしを支える青い空、きれいな水を守ります

人やいきものが生きるために不可欠なきれいな空気、安全な水を守り、安心した暮らしが営まれるまちをつくります。

(地域資源)

環境基準に適合した大気・水質、公害防止協定など

◆基本方針

- 3-1 大気の保全、悪臭防止
- 3-2 水質の保全
- 3-3 騒音・振動の防止

■4. 資源循環

◆基本目標

資源を無駄にしない、持続可能なシステムを構築します

限りある資源を有効に活用した循環型社会をつくることにより、まちが持続して、維持発展できるシステムを構築します。

(地域資源)

ささゆりクリーンパーク、エコドーム、とれたた広場、道の駅可児ッテ、高いリサイクル率など

◆基本方針

- 4-1 リフューズ・リデュースの推進
- 4-2 リユース・リサイクルの推進
- 4-3 ごみの適正処理の推進
- 4-4 食の安全・食育の展開
- 4-5 環境産業の育成

■5. 地球環境

◆基本目標

小さなひとつひとつの取組みを、未来の地球環境につなげます

はじめは小さな取組みとしても、そのひとつひとつが積み重なり、やがては大きな地球環境の未来につながるということを意識した取組みを進めていきます。

(地域資源)

地球温暖化対策実行計画、再生可能エネルギー活用の推進など

◆基本方針

5-1 地球温暖化対策及び地球環境保全の推進

5-2 再生可能エネルギー・自然資源の利用

※改定版（案）では、各基本方針について、**施策の体系**を示し、施策ごとに「**施策の展開（行政の取組み）**」及び「**市民・事業者の取組み**」を具体的に記載しています。

第4章 重点環境プロジェクト

第3章における環境分野別の施策の中でも、特に市民や事業者が中心となって「環境のブランディング」に取り組む、生み出された「可児オリジナル」を市内外に発信しながら「環境まちづくり」を進めるとともに、これからの10年で市域の環境において最も重要である取り組みを「重点環境プロジェクト」として取り上げました。

「2R」で家庭のごみのもとをなくすプロジェクト

「リフューズ（必要のないごみになるものを断る、買わない）」と「リデュース（ごみを減らす、排出抑制）」の「2R」を重点的に進めることにより、家庭から出る「ごみのもととなるものをなくす」を目指すプロジェクトです。

- ◆市民、事業者が連携した「2R」運動の展開
- ◆「ごみの発生抑制」につながる環境教育・学習の充実
- ◆「2R」定着化に向けた啓発活動



里地里山を守り、活かすプロジェクト

可児の自然を代表する里地里山を保全するとともに、里地里山とまちなかの緑など、地域に残る緑の資源のネットワークを図ります。そして、それぞれの保全活動をネットワークすることにより、生物多様性の保全や市民が身近にふれることのできる自然を守りながら、活かしていくプロジェクトです。

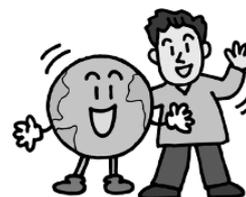
- ◆「里地里山情報データベース」の創設
- ◆里地里山の保全と活用の推進
- ◆「里地里山」エコツーリズムへの展開



地球にやさしい市民、事業者を応援するプロジェクト

近年、ますます深刻化が懸念される地球温暖化への対策を進めるとともに、環境に対して熱心に取り組んでいる市民、事業者を支援するための仕組みづくりを推進するプロジェクトです。

- ◆再生可能エネルギー利用に係わる支援の実施
- ◆省エネに取り組む市民、事業者への支援の実施
- ◆支援体制の構築

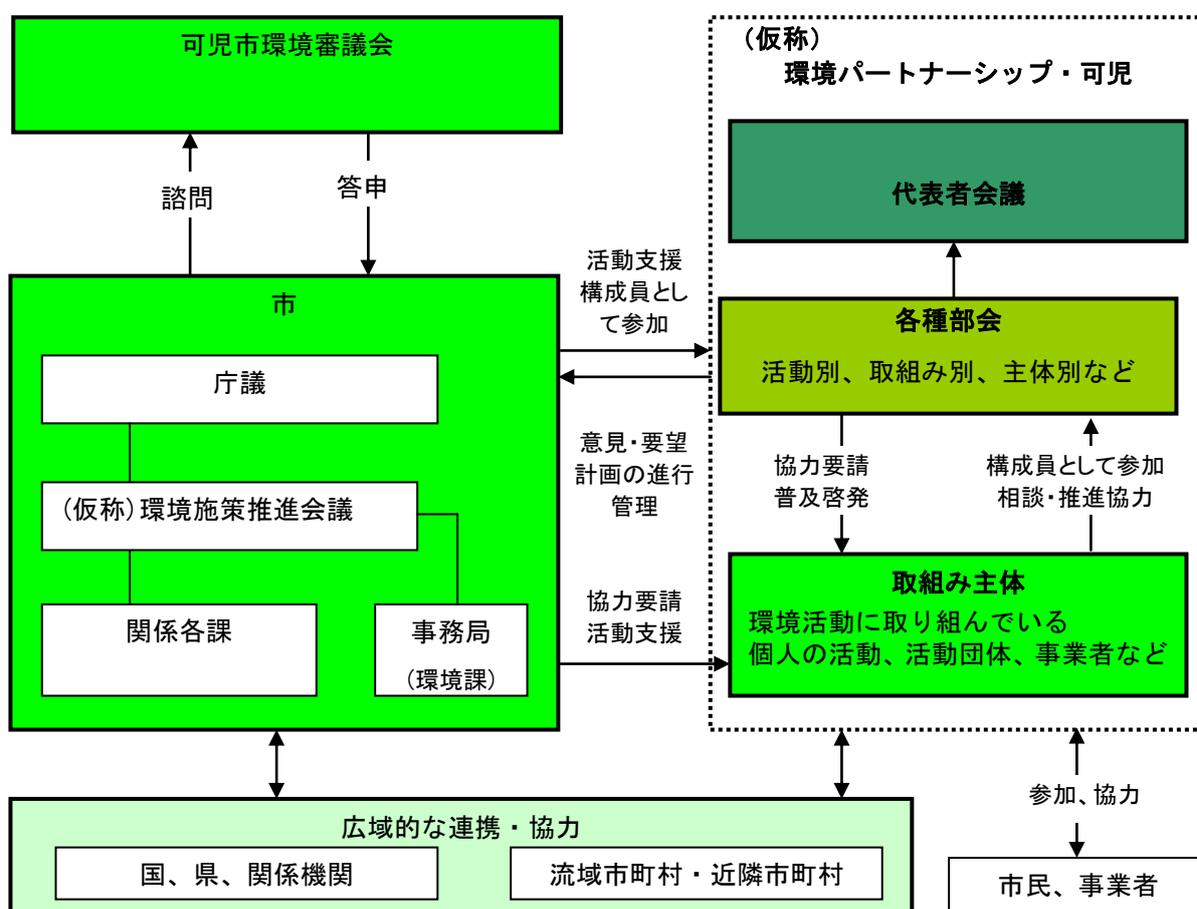


第5章 推進体制と進行管理

■推進体制

本計画に掲げた施策などを中心になって推進する組織として「(仮称)環境パートナーシップ・可児」を設立し、各種取組みの実行及び、本計画に掲げた施策や数値指標の進行管理を行うものとします。

また、市内での施策の調整や進行管理のため、情報提供機関として市内各課で横断的に検討する「(仮称)環境施策推進会議」を設立します。併せて、広域的な取組みが必要な施策については、国や県、その他の地方公共団体、NPOなどの市民活動団体とも協力しながら推進していくものとします。



■進行管理

計画の進行管理については、マネジメントシステムの考え方（PDCA サイクル）を基本として、環境保全の取組みを継続して推進していきます。